平成２７年（フ）第１９１７号
名古屋市守山区大森３丁目1206番地の２　ハイツウスイ202号
破産者　三好　俊毅
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４２４号
名古屋市南区外山１丁目６番２号　プレスイン新瑞３Ｅ号
破産者　小林　　智
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１５号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目１番12号　ハイツあやめ110号
破産者　永野昌道こと　康　　昌道
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７７号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ４－1208号、前住所大阪府吹田市春日１丁目１番６－106号
破産者　エフェクトこと　村上　　敦
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５７号
大阪府四條畷市田原台３丁目12番11号
破産者　伊櫻　隆史
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１１号
大阪市大正区南恩加島４丁目３番４号
破産者　石岡　　剛
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２３７号
大阪府吹田市片山町４丁目４番１号　(303)
破産者　小野　美典
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７５号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目16番地　（E24―402)
破産者　土岐日出雄
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県尼崎市下坂部１丁目７番５－２号
破産者　牡丹　政二
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２９号
大阪府八尾市桂町６丁目64番地　市営住宅23―１号、前住所大阪府八尾市幸町３丁目15番地　市営住宅18―14号
破産者　吉村　功次
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０３０号
大阪市浪速区敷津西２丁目８番４号　クリオコート82　201号
破産者　橋本　早苗
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３９４号
大阪市此花区梅香１―12―７アネックス西九条101号室、開始決定時大阪市此花区高見１丁目６番22―1003号
破産者　川島　晃二
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１６号
大阪府吹田市上山手町61番１号
破産者　川端　一男
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４７１号
大阪府東大阪市河内町９番15号
破産者　呉　美代子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４９８号
大阪府寝屋川市葛原１丁目29番13号　介護老人保健施設くすのき、住民票上の住所大阪府守口市佐太中町６丁目15番38号
破産者　堀江　二郎
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６５号
堺市堺区旭ヶ丘北町１丁４番14号　吉田方
破産者　阪口　智美
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県川西市平野２丁目２番３号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目６番地16
破産者　10　ＡＵＴＯこと　池田　　要
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
兵庫県川西市平野２丁目２番３号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目６番地16
破産者　池田　栄子
1　決定年月日　平成28年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係